

【様式第 2 号】

加盟 団体名	長野県テニス協会		加盟競技団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞ 適合性審査 審査書式			
審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
1	[原則 1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	N			1
調査チーム記入欄			審査基準 (ア)	必ず提出する 証拠書類 (イ) ※	補足 (ウ) ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア (1) その法人に適用される法令を遵守する旨を含む規程を整備している。			
			イ (1) 審査基準に対応する証拠書類 ・ 定款ほか関係規程			
			ウ (1) 法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められる。一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動法人 (NPO 法人) については特定非営利活動促進法の遵守がそれぞれ求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号	
			自己 チェック	自己説明	証拠書類		
2	〔原則1〕法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守すること	A	関係法令に基づいた長野県テニス協会規約を制定し、規約を遵守した運営をしている。協会の専用口座を用いて財産の管理・運営を行うとともに、財産を分別して管理・運営をしている。	長野県テニス協会規約 令和2年度事業報告書 令和2年度決算報告書	2	
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要		
評価	要改善事項	コメント					
			ア	・法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。 (1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、代表の決定方法や財産の管理等に係る規程を整備している。 (2) 団体の専用口座を用いて財産の管理・運営を行うとともに、財産を分別して管理・運営をしている。 (3) 公的助成を受けている団体においては、法人格の取得に取り組んでいる。			
				イ	(1) 審査基準に対応する証拠書類 ・定款ほか関係規程		
				ウ	(2) 法人格を有しない一般スポーツ団体において団体内部の規約等を定めている場合には 当該規約等を遵守し 適正に団体運営を行うことが求められる。団体としての権利義務関係を明確化する観点から以下の点に取り組むことが求められる。 ① 団体としての組織を備え多数決の原理が行われ構成員の変更があったとしても団体が存続し代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること ② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること なお権利義務関係を明確化し適正なガバナンスを確保する観点から 少なくとも公的助成を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか	A	関係法令に基づいた長野県テニス協会規約を制定し、規約を遵守した運営をしている。公共施設を使用しての競技大会及びイベントを行う場合には地方公共団体の使用規約を遵守した運営を行っている。	長野県テニス協会規約 令和2年度事業報告書 令和2年度決算報告書 令和2年度資産、備品 令和3年度役員名簿	3
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア	(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、代表の決定方法や財産の管理等に係る規程を整備している。		
			イ	(1) 審査基準に対応する証拠書類 ・定款ほか関係規程		
			ウ	(3) 一般スポーツ団体においては、法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し遵守することが求められる。例えば一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
4	[原則 1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか	A	役員体制は常任理事と理事で構成され、2 年ごとの役員改選に際しては、理事会の承認を得て、規約に基づく役員選定を行っている。	長野県テニス協会規約（第 3 章） 令和 3 年度役員名簿	4
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			A	(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、代表の決定方法や財産の管理等に係る規程を整備している。 (2) 団体専用口座を用いて財産の管理・運営を行うとともに、財産を分別し管理・運営をしている。 (3) 公的助成を受けている団体においては、法人格の取得に取り組んでいる。		
			イ	(1) 審査基準に対応する証拠書類 ・ 定款ほか関係規程		
			ウ	(4) 団体運営及び事業運営に関する重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使するとともに、その権限の行使について、適切な監督が行われることが重要である。 具体的には、法人格を有する一般スポーツ団体においては、理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われることが求められる。なお、多くの NF の地方組織（県の協会連盟等。以下同じ。）は、地方競技大会の開催、国民体育大会に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成、指導者等に対する懲罰制度の運用など、当該地方における対象スポーツに関する各種業務を担っており、NF に準じる公共性の高い団体であると認められる。このため NF の地方組織は、ガバナンスコード＜NF 向け＞の原則 2 を参照しつつ役員等の多様性及び理事会の実効性の確保役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築等に取り組むことが望まれる。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
5	〔原則 2〕 組織運営に関する目 指すべき基本方針を 策定し公表している か	・ 組織として目指すべき 基本方針（ミッション、 ビジョン等）を策定し公 表しているか	B	組織としての基本方針は、規約第 2 章に定めてい る。中長期的な目標並びにその達成を確保するた めの 中長期基本計画 及び財務の健全性確保のた めの計画に関しては、令和 3 年度に競技力向上、 会員数減少への対策など中長期的な基本方針を策 定する	長野県テニス協会規約（第 2 章）	5
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア （1）審査基準に対応する証拠書類			
			イ ・ その策定に当たっては、組織運営に関わる一部の役職者のみで作業するのではなく、当該一般スポーツ団 体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させることが望まれる。 ・ 目指すべき基本方針の公表方法については、各一般スポーツ団体のウェブサイト等で行うことが望まれ る。また、ウェブサイト等を有していないスポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して 開示することが 望まれる。 ・ なお、公的助成を受給するなど一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体においては、 目指すべ き基本方針のみならず、中長期的な目標並びにその達成を確保するための 中長期基本計画 及び財務の健全性 確保のための計画を策定し、公表することが望まれる。その際、中長期基本計画 は、目標達成のための課題 を抽出しその解決のための方策 及び実行計画を盛り込 むとともに、計画・実施・検証・見直しのプロセス （PDCAサイクル）を実践可能なものとする事が望まれる。また、財務の健全性確保のための計画について は、中長期的な視点から明確かつ測定可能な目標を記載した計画を策定するとともに、当該計画に基づき会計 年度ごとの詳細な計画を策定 することが 望まれる。			
			ウ ・ ステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには組織として目指すべ き基本方針（ミッションビジョン等）を策定し、公表することが求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号	
			自己 チェック	自己説明	証拠書類		
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員 に対し コンプライアンス教育を実施すること又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	B	令和3年度に理事長が中央競技団体のガバナンス研修に参加した。引き続き主要メンバーへの教育機会の計画を策定する。	日本テニス協会ガバナンス研修内容 長野県スポーツ協会ガバナンス研修要項	6	
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要		
評価	要改善事項	コメント					
			ア （1）法人の業務に関する規程を整備している。				
			イ （1）役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 （2）直近に実施した役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等				
			ウ ・ コンプライアンスの実践は 単なる法令遵守にとどまらず 組織や業界において定められる様々な規範さらには社会規範の遵守を含むものであり、多様なステークホルダーや国民・社会からの信頼を得て安定的かつ持続的に組織運営を行う上での前提条件又は組織統治の基盤になるものである。 ・ ひとたびコンプライアンス違反事案が発生すると組織に対する社会的信用を失墜させひいてはスポーツへの社会的評価の低下につながりかねない。 ・ 一般スポーツ団体が組織として存続する限り、常にコンプライアンスが実践されている又はコンプライアンス違反が生じていない状態が保持されていることが必要である。そのためには 一般スポーツ団体に関わる全ての者がコンプライアンスに係る知識を身に付けるとともにコンプライアンス意識を徹底することが不可欠である。				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
7	〔原則3〕 暴力行為の根絶等 に向けたコンプライア ンス意識の徹底を図 るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対 し コンプライアンス教育 を実施すること又はコン プライアンスに関する研 修等への参加を促すこと	B	コンプライアンスに関わる情報はホームページの 「上部団体からのお知らせ」にて周知している。 指導者から競技者への伝達の徹底を図るための仕 組みづくりは今後の課題として取り組む。	「上部団体からのお知らせ」公 開事例	7
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア			
			イ（1）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画 （2）直近に実施した選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、 開催要項等			
			ウ ・ コンプライアンス教育に関しては一過性の取組ではなく一般スポーツ団体自らが定期的 にコンプライアンス教育を実施すること又は統括団体やNF公的機関等が実施する研修・講 演会・セミナー等への定期的な参加を促すことが求められる。 ・ コンプライアンス教育の実施に当たっては昨今役職員又は指導者の暴力行為やセクハラ パワハラ等が社会的な問題となっていることに鑑み これらの行為が決して許されないこと が徹底されるよう 暴力行為等の禁止について特に重点的に教育することが望まれる(5)。 ・ なお団体のコンプライアンスの基となる規程等についても今日的なものとなっているか 不断に見直し適確に運用することが求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計 処理を行うべきであ る。	(1) 財務・経理の処理を適 切に行い 公正な会計原則 を遵守すること	A	年度決算においては、会計担当が各委員会決算を 合算する形で二重チェックを行い、常任理事会の 後に会計監査担当による監査を行っている。	令和2年度会計監査報告 長野県テニス協会会計規定	8
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア			
			イ （1）役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 （2）直近に実施した役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項 等			
			ウ ・ 公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立することが求められる。特に理事 等の経済的利益の透明性を確保するための規程 支出に関する領収書その他証拠の保存を徹 底するための経費使用に関する規程及び財産の独立管理の徹底を図るための規程を団体内 において明確に定めるとともに その運用の浸透と定着を図りまた定期的にその実効性を検 証することが望まれる。 ・ 理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取 り組むことが望まれる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
9	[原則4] 公正かつ適切な会計 処理を行うべきであ る。	(2) 国庫補助金等の利用に 関し 適正な使用のために 求められる法令ガイドラ イン等を遵守すること	A	長野県からの補助金に関しては、監査を受け、適 正に処理している	第42回北信越国民体育大会施設 整備交付金報告書（長野県テニ ス協会） 令和3年度競技力向上計画書	9
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア ・ 公的助成の受給に当たっては自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定 める実施要項ガイドライン等の内容を十分に確認し当該法令ガイドライン等において遵守すべき事 項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう財務会計方針手続等の運用規程を定め 適確に運用することが求められる。			
			イ (1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2) 直近に実施した選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項 等			
			ウ ・ 公的助成の受給に当たっては自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定 める実施要項ガイドライン等の内容を十分に確認し当該法令ガイドライン等において遵守すべき事 項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう財務会計方針手続等の運用規程を定め 適確に運用することが求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
10	〔原則 4〕 公正かつ適切な会計 処理を行うべきであ る。	(3) 会計処理を公正かつ適 切に行うための実施体制 を整備すること	A	規約に基づき、予算執行に当たっては、二重の チェック体制を確保するとともに適正かつ公正な 会計処理に努めている。毎年度末に以下 2 名によ る監査を行う。 ①丸田浩之：一部上場企業管理職を経て県内企業 のシニアスタッフとして勤務 ②堀義治：イイダテニスプラザ経営、県協会の理 事を長期にわたって務め、内容に精通している	長野県テニス協会規約（第 6 章）	10
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			A	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守する ための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法 等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関 する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。		
			イ	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考え理由を 説明してください。		
			ウ	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守する ための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法 等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関 する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
11	〔原則 5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか	N			11
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に 対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。			
			イ（1）予算・決算書類等			
			ウ ・法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。 ・また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
12	〔原則 5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか	A	規約をはじめ、上部団体からの重要情報、各委員会の事業運用状況、を当協会ホームページで開示している。ガバナンスコードによるセルフチェック結果をホームページに公表している。	長野県テニス協会ホームページ構成図	12
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア （1）財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。			
			イ （1）予算・決算書類等			
			ウ ・ 以下のような情報について積極的に開示することが望まれる。 ① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報 ② 各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報（例えば、選手選考を行っている団体においては選手選考に関する規程等が考えられる。） ③ ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適当と考えられる情報（例えば 団体の活動に当たって会費の徴収や 寄附 の募集等を行っている場合これらの会計処理（使途等）の状況等） ・ ガバナンスコード の遵守状況に関する情報 についても積極的に開示することが求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
13	〔原則 6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	N			13
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア （1）選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。			
			イ （1）選手選考に関する規程			
			ウ ・ 組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きくNFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。			

審査項目 通し番号	原則	審査項目	加盟団体記入欄			審査項目 通し番号
			自己 チェック	自己説明	証拠書類	
14	〔原則 6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	N			14
調査チーム記入欄			審査基準（ア）	必ず提出する 証拠書類（イ）※	補足（ウ） ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	
評価	要改善事項	コメント				
			ア （1）選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。			
			イ （1）選手選考に関する規程			
			ウ ・ 組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きくNFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあつては自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。			